

関係者各位

東京都後期高齢者医療広域連合

保険部資格保険料課長 丸田 康隆

(公印省略)

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新に伴う周知用ポスター等の配布について

日頃より、後期高齢者医療制度の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では、被保険者全員に対して7月(2年に一度の一斉更新)に被保険者証の発行・送付を行うことから、その周知を図るためのポスター及び医療機関等事務担当者向けの説明チラシを作成いたしました。

つきましては、ポスターの掲示等についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 配布物

- (1) 周知用ポスター (A3・A4サイズ)
- (2) 事務担当者向け説明チラシ (A4サイズ)

2 配布部数

それぞれ事前にご回答いただいた希望部数を配布いたします。

※希望部数が0部の広報物については、配布はございませんのでご了承ください。

3 参考事項

ポスター及び説明チラシにつきましては、当広域連合のホームページ「東京いきいきネット」の広報・各種資料ページに電子データを掲載しておりますので、併せてご活用ください。

4 その他

令和6年12月2日の被保険証廃止に伴う、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についても、その周知を図るためのポスター及び医療機関等事務担当者向けの説明チラシを作成する予定です。つきましては、ポスターの掲示等についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 16階

東京都後期高齢者医療広域連合

保険部資格保険料課資格係 担当：大岩・阿部・熊谷

TEL：03-3222-4510 FAX：03-3222-4500

E-mail：shikakuhokenryo@tokyo-kouiki.jp

医療機関のみなさまへ

東京都後期高齢者医療の「保険証」「減額認定証」「限度額認定証」が更新されます

令和6年8月1日以降お使いいただく新しい保険証、減額認定証および限度額認定証を被保険者の方へ送付しています。以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。



1 被保険者証（保険証）

令和6年8月1日からお使いいただく保険証を、すべての被保険者の方にお送りしています。

1. 保険証の色が変わります。
 令和6年7月まで → **水色** 有効期限：令和6年7月31日
 令和6年8月から → **青竹色** 有効期限：令和7年7月31日(1年間) ※令和6年7月中に送付 ※いずれもカードサイズです。
2. 一部負担金（自己負担）の割合は、1割・2割・3割の3区分です。毎年8月1日を基準に負担割合の判定のもととなる収入・所得が変わるため、**令和6年8月1日以降は一部負担金（自己負担）の割合が変更となる方がいます**ので、ご注意ください。
3. 令和6年7月中に住所等の異動があった被保険者の方には、新しい色の保険証が交付されます。新しい色の保険証が提示されましたら、交付年月日をご確認ください。（令和6年7月1日以降の交付年月日であれば、新しい色の保険証は有効です。）
4. マイナンバーカードの健康保険証利用により、オンライン資格確認等システムで被保険者資格を確認できる場合は、被保険者証の提示は不要となります。
5. **令和6年12月2日から**マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から**紙の保険証の交付は終了となります**。令和6年12月1日までに交付された青竹色の保険証は、**住所や自己負担割合などに変更がなければ**、保険証に記載されている有効期限（最長で令和7年7月31日）までお使いいただけます。

保険証の見本

水色の保険証

令和6年
7月31日まで使用

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和6年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和5年12月30日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	平成20年4月1日	
交付年月日	令和4年10月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

青竹色の保険証

令和6年
8月1日から使用

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和7年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和5年12月30日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	令和2年8月1日	
交付年月日	令和6年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

※これは見本です。実際の保険証と色味等がやや異なる場合があります。

裏面もご確認ください

◎令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を交付します。

1. 交付対象

マイナ保険証をお持ちでない方のうち、令和6年12月2日以降に

- ①新たに資格取得する方、②資格情報に変更になった方、③紙の保険証が使えなくなった方が対象です。
※令和6年12月2日時点でマイナ保険証をお持ちでないすべての方に交付するものではありません。

2. 申請・交付方法

上記の交付対象となる方には、**本人の申請をいただくことなく**、資格確認書を交付します。

※マイナ保険証をお持ちの方でも、介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である場合は、申請いただくことで資格確認書を交付することができます。ただし、交付申請の受付は令和6年11月頃を予定していますので、それまでは申請・交付することは出来ません。
※申請の受付時期が決まりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。

2 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証) および限度額適用認定証(限度額認定証)

- 減額認定証および限度額認定証の色は変わりません。有効期限は令和7年7月31日です。
- 毎年8月1日を基準に適用区分の判定のもととなる収入・所得が変わるため、**令和6年8月1日以降は各証の適用区分(区分I、現役Iなど)が変更となる方がいます**ので、ご注意ください。
- 適用区分の判定により、令和6年8月1日以降は減額認定証または限度額認定証が交付されなくなる方もいます。被保険者の方が有効期限の過ぎた減額認定証または限度額認定証を提示されましたら、8月以降も対象であるかどうか、お住まいの市区町村または広域連合にお問合せいただくよう、被保険者の方にお伝えください。
- オンライン資格確認等システムにより被保険者の適用区分を確認できる場合は、減額認定証および限度額認定証の提示は不要となります。
- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から減額認定証および限度額認定証の新規交付は終了となります。**令和6年12月1日までに交付された減額認定証および限度額認定証は、**住所や適用区分などに変更がなければ**、減額認定証及び限度額認定証に記載されている有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使うことができます。

3 特定疾病療養受療証

- 有効期限はなく、更新はありません。
- 法令改正により、**証から性別欄が削除されました。**令和4年7月以降、性別欄を削除した証を順次交付しています。性別欄のある従前の証も引き続き有効となります。
- オンライン資格確認等システムにより特定疾病区分を確認できる場合は、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。
- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されますが、**特定疾病療養受療証は引き続き交付を行います。**

各証の見本

減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 7年 7月31日
交付年月日	令和 6年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	東京都千代田区廣田橋三丁目5番1号
氏名	広城 花子
生年月日	昭和 5年12月30日
発効期日	令和 6年 8月 1日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	令和 6年 8月 1日 保険者印(公印)
保険者番号並びに保険者の名称及び印	319113112134 東京都後期高齢者医療広域連合(公印)

限度額認定証

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	令和 7年 7月31日
交付年月日	令和 6年 8月 1日
被保険者番号	76543210
住所	東京都千代田区廣田橋三丁目5番1号
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 5年 6月 1日
発効期日	令和 6年 8月 1日
適用区分	現役I
保険者番号並びに保険者の名称及び印	319113112134 東京都後期高齢者医療広域連合(公印)

特定疾病療養受療証

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日	令和 6年 8月 1日
認定疾病名	
被保険者番号	01234567
住所	東京都千代田区廣田橋三丁目5番1号
氏名	広城 花子
生年月日	昭和 5年12月30日
発効期日	令和 6年 8月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	319113112134 東京都後期高齢者医療広域連合(公印)

お問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター
TEL:0570-086-519 FAX:0570-086-075

75歳以上のみなさまへ

65歳以上で
一定の障がいがあり
認定を受けた方を含む

令和6年8月1日から 後期高齢者医療の保険証が 新しくなります

7月までの保険証

水色

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和6年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和5年12月30日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	平成20年4月1日	
交付年月日	令和4年10月1日	
一部負担金の割合	1割	
被保険者番号	39131234	
被保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

8月からの保険証

青竹色

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和7年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和5年12月30日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	令和2年8月1日	
交付年月日	令和6年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
被保険者番号	39131234	
被保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証は、7月中にお住まいの市区町村からお届けします。

※一部負担金の割合は、1割・2割・3割の3区分
※これは見本です。実際の保険証と色味等がやや異なる場合があります。

マイナ保険証もご利用できます

新しい保険証の情報は、**マイナ保険証**（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）でもご利用いただけます。



令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から紙の保険証の交付は終了となります。

令和6年12月1日時点でお手元にある青竹色の保険証は、住所や自己負担割合などに変更がない場合、保険証の有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

お問合せ先

広域連合お問合せセンター（☎0570-086-519）
またはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口まで

発行：東京都後期高齢者医療広域連合